

指定管理者が行う公の施設の
管理運営に係る評価結果報告書

令和4年7月

越前市指定管理者評価委員会

越前市指定管理者評価委員会

目 次

1	はじめに	1
2	評価対象施設	1
3	評価の方法	2
4	評価結果	4
	各施設の評価結果	
	越前市コミュニティセンター柳荘	5
	越前市越前打刃物振興施設	6
	武生中央公園総合体育館、武生中央公園庭球場、武生中央公園多目的グラウンド、越前市武道館、越前市武生体育センター	7
	武生東運動公園ソフトボール場、武生東運動公園庭球場、武生東運動公園陸上競技場、白崎公園屋内ゲートボール場、瓜生水と緑公園体育館	8
	家久スポーツ公園庭球場、家久スポーツ公園温水プール、家久スポーツ公園ソフトボール場	9
	今立南部公園庭球場、越前市今立体育センター	10
資料1	指定管理者の事業評価の基本方針	12
資料2	越前市指定管理者評価委員会の開催経過	15
資料3	越前市指定管理者評価委員会委員名簿	15
資料4	越前市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する 条例（抜粋）及び越前市公の施設に係る指定管理者の指定 の手續等に関する条例施行規則（抜粋）	16
資料5	指定管理者制度導入施設一覧（令和4年4月1日現在）	17

1 はじめに

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的に創設されたものである。

越前市では、指定管理者が行う公の施設の管理運営の適正化を図り、制度導入効果を一層高めるため、越前市指定管理者評価委員会を設置し、指定管理者の管理運営状況について評価を行ってきた。評価結果については、施設所管課において項目ごとに検証を行い、必要に応じて次期指定管理者選定の際に反映させる等の取り組みを行っているところである。

今後とも、この報告書が公の施設のより適正な管理運営につながることを期待する。

2 評価対象施設

越前市では、令和4年4月1日現在、公の施設275施設のうち49施設において指定管理者制度を導入している。評価結果については、次期指定管理者の選定の参考とすることから、今年令和5年3月末に指定期間が終了する17施設について、評価を実施した。

施設名	指定管理者	公募の有無 (公募時の応募数)
越前市コミュニティセンター柳荘	柳荘管理協会	非公募
越前市越前打刃物振興施設	越前打刃物産地協同組合連合会	非公募
武生中央公園総合体育館	公益社団法人 越前市スポーツ協会	公募（1）
武生中央公園庭球場		
武生中央公園多目的グラウンド		
越前市武道館		
越前市武生体育センター	公益財団法人 越前市文化振興・施設管理事業団	公募（2）
武生東運動公園ソフトボール場		
武生東運動公園庭球場		
武生東運動公園陸上競技場		
白崎公園屋内ゲートボール場		
瓜生水と緑公園体育館		

家久スポーツ公園庭球場	ゼット越前市スポーツ commons	公募（４）
家久スポーツ公園温水プール		
家久スポーツ公園ソフトボール場		
今立南部公園庭球場	今立総合型スポーツクラブ	公募（１）
越前市今立体育センター		

3 評価の方法

評価は、①指定管理者による自己評価、②施設所管課による一次評価、③評価委員会による二次評価 の順に実施した。評価委員会による二次評価に当たっては、自己評価及び一次評価の評価表に加え、施設所管課から収支決算等に関する資料の提出を求め、自己評価及び一次評価を基に、現地調査、指定管理者及び施設所管課からの聴き取り調査を行った。

（１）評価の項目と主な視点

A 施設の管理運営状況

- ・ 施設の管理運営上の基本方針が確立されており、職員間で共通認識を持っているか。
- ・ 施設の設置目的に添った運営が実施され、その目的が達成できたか。
- ・ 市の政策の支援について、条例の設置目的を踏まえ、施設の特徴を活かした活動目標を持って施設運営に取り組んでいるか。
- ・ 各協定書に基づき適正に維持管理、運營業務等が履行されているか。
- ・ 事故防止や危機管理の取り組みはなされているか。（マニュアルの整備や訓練の実施等）
- ・ 事故や災害の発生時の対応は適切になされているか。

B 住民サービスの向上

- ・ 誰もが平等に利用することができ、利用者にとって利用しやすい受付案内を行っているか。
- ・ 施設の広報、PRが適切に行われているか。
- ・ 利用者の意見等を把握する仕組み（アンケート調査や利用者協議会の実施等）を構築しているか。
- ・ 利用者からの意見や苦情への対応は適切になされているか。
- ・ 利用者への情報提供はなされているか。
- ・ サービスの向上のための具体的な取り組みがなされているか。
- ・ 利用者ニーズや顧客満足度を把握するため、利用者数の増減やその理由を的確に捉え、対策を立てているか。
- ・ 前回評価時の指摘事項に対して、どう対応したか。

C 施設の利用状況

- ・利用者数増加の取り組みはなされているか。
- ・利用者ニーズにあった企画を実施しているか。
- ・施設の活用について研究しているか。

D 収支の状況

- ・効率的な運営が図られ、経費の縮減が図られているか。
- ・再委託を実施している場合、適正な水準で行われているか。
- ・デマンド管理や複数年契約など経費削減の具体的な取り組みがなされているか。
- ・収入の増加について、具体的な取り組みがなされているか。
- ・収支状況を正確に把握し、市へ報告しているか。

E 運営の体制

- ・団体の透明性はあるか。
- ・遵守すべき法令等の把握や職員への周知研修方法は適切か。
- ・人員の配置が合理的であったか。
- ・職員の能力向上の取り組みがなされているか。
- ・情報取扱に関するルールやマニュアルがあるか。その運用は適切に行われているか。
- ・地域と協力、連携を図っているか。

(2) 評価基準

評価の基準は次の7段階とした。

7	協定等で定めた水準を大きく上回る管理運営がなされているとともに、指定管理者のノウハウを活かし、着実に業績が挙がっており、極めて優れている
6	協定等で定めた水準を上回る管理運営がなされているとともに、サービスの更なる向上が期待できる
5	協定等で定めた水準をやや上回る管理運営がなされて、良好である
4	協定等で定めた水準の管理運営が適正になされている
3	協定等で定めた水準の管理運営がなされ、概ね適正と認められるが、一部改善を期待する
2	協定等で定めた水準の管理運営が一部なされておらず、改善が必要である
1	協定等で定めた水準の管理運営が多くの部分でなされておらず、改善が必要である

4 評価結果

今回、施設の分類ごとに6つに分け（評価実施17施設）実施した評価結果は以下のとおりであり、各協定書に基づき適正に管理運営を行っていることが認められた。

今後の施設の運営にあたっては、より一層の工夫と改善に努められ、指定管理者制度の導入目的である「住民サービスの向上」と「経費の節減」をより効果的・効率的に達成し、公の施設の設置目的である「住民福祉の増進」につなげていてもらいたい。

また、施設の特性に応じた現状の把握と将来のあるべき姿を見据え、制度の趣旨にのっとり、指定管理者制度による管理が適正かどうかの検討も行っていただきたい。

評価基準	施設の分類数 (カッコ内は施設数)
7 協定等で定めた水準を大きく上回る管理運営がなされているとともに、指定管理者のノウハウを活かし、着実に業績が挙がっており、極めて優れている	—
6 協定等で定めた水準を上回る管理運営がなされているとともに、サービスの更なる向上が期待できる	1 (3)
5 協定等で定めた水準をやや上回る管理運営がなされて、良好である	3 (4)
4 協定等で定めた水準の管理運営が適正になされている	2 (10)
3 協定等で定めた水準の管理運営がなされ、概ね適正と認められるが、一部改善を期待する	—
2 協定等で定めた水準の管理運営が一部なされておらず、改善が必要である	—
1 協定等で定めた水準の管理運営が多くの部分でなされておらず、改善が必要である	—

各施設の評価は、次のとおりである。

施設名	越前市コミュニティセンター柳荘		
指定管理者名	柳荘管理協会		
指定期間	平成30年4月1日～令和5年3月31日		
施設所管課名	社会福祉課		
評価項目	指定管理者による 自己評価	施設所管課による 一次評価	評価委員会による 二次評価
A 施設の 管理運営状況	5	5	5
B 住民サービスの 向上	6	6	5
C 施設の 利用状況	6	6	5
D 収支の状況	6	6	5
E 運営の体制	6	6	6
評価委員会による 総合評価	7段階評価		5
	指定管理者に 対する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の管理運営について、適正に行われ良好である。 ・設備や施設全体の老朽化がみられるが、清掃も行き届き、清潔に保たれていることは、評価できる。 ・地元雇用など地域密着型でしっかり運営され、利用者ニーズにも対応していることは評価できる。 ・コロナ感染症の終息を視野に入れつつ、宿泊者数の原状回復に、広報活動などにより尽力いただきたい。 ・隣接するスポーツ施設の立地を生かし、地元以外の利用者の取り込みを引き出す企画・運営に努められたい。 	
	所属所管に 対する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型施設であり、施設の老朽化による維持管理を含めたコストがかかっているため、今後の管理運営のあり方について検討する必要がある。 	

施設名	越前市越前打刃物振興施設		
指定管理者名	越前打刃物産地協同組合連合会		
指定期間	平成30年8月1日～令和5年3月31日		
施設所管課名	産業政策課		
評価項目	指定管理者による 自己評価	施設所管課による 一次評価	評価委員会による 二次評価
A 施設の 管理運営状況	4	4	5
B 住民サービスの 向上	4	5	5
C 施設の 利用状況	5	4	5
D 収支の状況	3	4	4
E 運営の体制	4	4	5
評価委員会による 総合評価	7段階評価		5
	指定管理者に 対する意見	<ul style="list-style-type: none"> 施設の管理運営について、適正に行われ良好である。 世界的にも注目が集まっている「越前打刃物」の関連施設であり、指定管理者らしい斬新な取組みで更なる住民サービスを期待する。 現地スタッフのガイドがとても上手で、職員がしっかり勉強されていることは評価できる。今後益々の研鑽を積んでいただき、観光対応に臨んでいただきたい。 事業団地内に立地している点を活かし、共同工房の利用頻度を上げ、後継者育成の役割に貢献することを期待する。 刃物関係の事業者だけでなく地元の小学生や一般市民が足を運ぶ企画、展示の実施に努められたい。 	
	所属所管に 対する意見	<ul style="list-style-type: none"> 今後も指定管理者との連携を深め、2024年春の北陸新幹線延伸、「越前たけふ駅」開業のタイミングを好機と捉え、本市を代表する産業観光施設になるよう取り組んでいただきたい。 	

施設名	武生中央公園総合体育館 武生中央公園庭球場 武生中央公園多目的グラウンド 越前市武道館 越前市武生体育センター		
指定管理者名	公益社団法人 越前市スポーツ協会		
指定期間	平成30年4月1日～令和5年3月31日		
施設所管課名	スポーツ課		
評価項目	指定管理者による 自己評価	施設所管課による 一次評価	評価委員会による 二次評価
A 施設の 管理運営状況	5	4	4
B 住民サービスの 向上	5	4	4
C 施設の 利用状況	5	4	4
D 収支の状況	5	4	4
E 運営の体制	5	4	4
評価委員会による 総合評価	7段階評価		4
	指定管理者に 対する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の管理運営について、適正に行われている。 ・施設利用調整会議及び利用者アンケートで出てきた意見・要望等を具体的に聞き取り、より良い住民サービスに繋げていただきたい。 ・収支において、余剰金の使途を明確にし、会計処理の更なる透明化に努めていただきたい。 ・武生中央公園総合体育館は、セントラルパークの中心的な施設であることから、広報活動をより充実し、情報発信できる施設に発展することを期待する。 	
	所属所管に 対する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・共通の施設を持つ他の指定管理者との情報交換による施設管理運営のスキルアップとスポーツ振興に繋がるイベントや研修会の企画・運営に努めるよう所管課として指定管理者と情報連携を密に取りながら適切な指導を行っていただきたい。 ・武道館は、耐震改修工事にあわせて空調設備の改修を行い、利用環境の向上を期待する。 	

施設名	武生東運動公園ソフトボール場 武生東運動公園庭球場 武生東運動公園陸上競技場 白崎公園屋内ゲートボール場 瓜生水と緑公園体育館		
指定管理者名	公益財団法人 越前市文化振興・施設管理事業団		
指定期間	平成30年4月1日～令和5年3月31日		
施設所管課名	スポーツ課		
評価項目	指定管理者による 自己評価	施設所管課による 一次評価	評価委員会による 二次評価
A 施設の 管理運営状況	5	4	4
B 住民サービスの 向上	5	4	4
C 施設の 利用状況	5	4	4
D 収支の状況	4	4	4
E 運営の体制	5	4	4
評価委員会による 総合評価	7段階評価		4
	指定管理者に 対する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の管理運営について、適正に行われている。 ・武生東運動公園スポーツ施設は、東部地域の住民はもちろん、市内全域を対象とした企画などを提案されて、利用の促進を図られたい。 ・白崎公園屋内ゲートボール場は、利用者が固定化しており、ゲートボール以外の利活用や、公園との連携を図られたい。 ・指定管理者がこれまで蓄積されてきたノウハウをいかに発揮され、市民が身近に感じる施設運営に効果を生み出していただくことに期待したい。 	
	所属所管に 対する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・共通の施設を持つ他の指定管理者との情報交換による施設管理運営のスキルアップとスポーツ施設のリニューアルが進んでいく中で、スポーツ団体等と連携したイベントや研修会の企画・運営に努めるよう所管課として指定管理者に適切な指導を行っていただきたい。 	

施設名	家久スポーツ公園庭球場 家久スポーツ公園温水プール 家久スポーツ公園ソフトボール場		
指定管理者名	ゼット越前市スポーツ commons		
指定期間	平成30年4月1日～令和5年3月31日		
施設所管課名	スポーツ課		
評価項目	指定管理者による 自己評価	施設所管課による 一次評価	評価委員会による 二次評価
A 施設の 管理運営状況	5	5	5
B 住民サービスの 向上	5	5	6
C 施設の 利用状況	6	6	6
D 収支の状況	5	5	5
E 運営の体制	5	5	6
評価委員会による 総合評価	7段階評価		6
	指定管理者に 対する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の管理運営について、適正に行われ、特に良好である。 ・施設の老朽化は否めないが、緊急時対応マニュアルを整備するなど、運営面で民間のノウハウを十二分に発揮している。 ・利用者アンケートの細かいご意見にも、ひとつひとつ返答され、好感が持てる。 ・施設の老朽化やコロナなど、決して良い条件ではない中で、令和3年度は利用者数を持ち直しており、指定管理者の努力が感じられた。 	
	所属所管に 対する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者と所管課が目指す方向性が一致しており、管理運営が利用者目線で適切になされているため、他施設の模範となる施設である。引き続き、良好な管理運営がなされるよう指定管理者と連携を図っていただきたい。 	

施設名	今立南部公園庭球場 越前市今立体育センター		
指定管理者名	今立総合型スポーツクラブ		
指定期間	平成30年4月1日～令和5年3月31日		
施設所管課名	スポーツ課		
評価項目	指定管理者による 自己評価	施設所管課による 一次評価	評価委員会による 二次評価
A 施設の 管理運営状況	5	5	5
B 住民サービスの 向上	5	5	5
C 施設の 利用状況	5	5	5
D 収支の状況	5	5	4
E 運営の体制	5	5	5
評価委員会による 総合評価	7段階評価		5
	指定管理者に 対する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の管理運営について、適正に行われ良好である。 ・今立地区のスポーツの拠点として、その活用方法や改善に取り組んでいたことは評価できる。 ・地域に根差したスポーツ施設として、地区住民の声を吸い上げることにより利用者増加につなげていただきたい。 ・収支に関しては、貸借対照表を作成し、透明性の高い会計処理に努めていただきたい。 	
	所属所管に 対する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者が現在見直しをしている会計方式や経理区分については、所管課として適切に指導していただきたい。 	

■ 指定管理施設の現地調査 [令和4年3月28日・3月29日]

【越前打刃物振興施設】



【白崎公園屋内ゲートボール場】



【コミュニティセンター「柳荘」】



【武生中央公園庭球場】



【武生中央公園総合体育館】



【武生体育センター】



資料 1

指定管理者の事業評価の基本方針

平成20年 4月 策定
平成20年10月 改正
平成23年 2月 改正
平成24年 2月 改正
平成25年12月 改正
平成28年 2月 改正

1 趣旨

指定管理者制度では、複数年に渡る指定期間中の適正な管理を確保するため、会計年度終了後、管理業務に係る事業報告書を提出させるほか個別に業務内容又は経理の状況に関する報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

本市では、指定管理者による公の施設の適正な管理の確保のため、施設の所管課による指導監督に加えて、民間の有識者からなる指定管理者評価委員会を設置し、必要に応じて書類審査や現地調査を実施することにより、この制度の目的である公の施設の市民サービスの向上や経費の縮減を図るものとする。

2 評価の方法

(1) 指定管理者制度は、その主な目的が「市民サービスの向上」と「経費の縮減」にある。

また、公の施設は、その設置条例に目的や設置理念が明記されていることから分かるように、なんらかの公共的使命を持って設置されているため、評価については、経済性、効率性に加えて設置目的の達成度を加えることとする。

については、次の視点をもとに評価を行う。

A 施設の管理運営状況 B 住民サービスの向上 C 施設の利用状況
D 収支の状況 E 運営の体制

また、指定管理者が管理を行う施設は、設置目的が多様であり、施設管理的なものからサービスの提供や事業振興など多岐にわたるため評価にあたっては、対象施設の事業、業務の特性に応じた評価が必要である。については、別紙に定める基本的項目に必要に応じ項目を追加し実施することとする。

評価は、原則全施設において行うものとするが、評価になじまない施設もあることから、個別に評価委員会が判断し評価しないこととすることができる。

(2) 評価は、自己評価（指定管理者が実施）、一次評価（施設所管課が実施）及び二次評価（評価委員会が実施）の順番で行う。

①自己評価

指定管理者は、各年度に結ばれる細目協定や事業計画書等に基づき適切に管理運営を行っているかを自ら評価する。評価は、基本の評価基準表に基づき、必要に応じて施設所管課等と協議し、評価項目の追加や修正を行い評価項目に漏れが無いよう留意し実施する。

②一次評価

施設所管課は指定管理者の自己評価に基づき一次評価を行い委員会に報告する。

③二次評価

評価委員会は、自己評価及び一次評価に基づき二次評価を実施する。

必要に応じて資料の収集、現地調査、施設所管課や指定管理者からの聞き取りを行い施設の最終評価を行う。

(3) 評価の項目と主な視点

A 施設の管理運営状況

- ・ 施設の管理運営上の基本方針が確立されており、職員間で共通認識を持っているか。
- ・ 施設の設置目的に添った運営が実施され、その目標が達成できたか。
- ・ 市の政策の支援について、条例の設置目的を踏まえ、施設の特徴を活かした活動目標を持って施設運営に取り組んでいるか。
- ・ 各協定書に基づき適正に維持管理、運營業務等が履行されているか。
- ・ 事故防止や危機管理の取り組みはなされているか。(マニュアルの整備や訓練の実施等)
- ・ 事故や災害の発生時の対応は適切になされているか。

B 住民サービスの向上

- ・ 誰もが平等に利用することができ、利用者にとって利用しやすい受付案内を行っているか。
- ・ 施設の広報、PRが適切に行われているか。
- ・ 利用者の意見等を把握する仕組み(アンケート調査や利用者協議会の実施等)を構築しているか。
- ・ 利用者からの意見や苦情への対応は適切になされているか。
- ・ 利用者への情報提供はなされているか。
- ・ サービスの向上のための具体的な取り組みがなされているか。
- ・ 利用者ニーズや顧客満足度を把握するため、利用者数の増減やその理由を的確に捉え、対策を立てているか。
- ・ 前回評価時の指摘事項に対して、どう対応したか。

C 施設の利用状況

- ・ 利用者数増加の取り組みはなされているか。
- ・ 利用者ニーズにあった企画を実施しているか。
- ・ 施設の活用について研究しているか。

D 収支の状況

- ・ 効率的な運営が図られ、経費の縮減が図られているか。
- ・ 再委託を実施している場合、適正な水準で行われているか。
- ・ デマンド管理や複数年契約など経費削減の具体的な取り組みがなされているか。
- ・ 収入の増加について、具体的な取り組みがなされているか。
- ・ 収支状況を正確に把握し、市へ報告しているか。

E 運営の体制

- ・ 団体の透明性はあるか。
- ・ 遵守すべき法令等の把握や職員への周知研修方法は適切か。

- ・ 人員の配置が合理的であったか。
- ・ 職員の能力向上の取り組みがなされているか。
- ・ 情報取扱に関するルールやマニュアルがあるか。その運用は適切に行われているか。
- ・ 地域（地元）と協力、連携を図っているか。また、高齢者や障がい者雇用について配慮されているか。

3 評価基準

(1) 評価の基準は以下の7段階とする。

評価の基準	
7	協定等で定めた水準を大きく上回る管理運営がなされているとともに、指定管理者のノウハウを活かし、着実に実績が挙がっており、極めて優れている。
6	協定等で定めた水準を上回る管理運営がなされているとともに、サービスの更なる向上が期待できる。
5	協定等で定めた水準をやや上回る管理運営がなされ、良好である。
4	協定等で定めた水準の管理運営が適正になされている。
3	協定等で定めた水準の管理運営がなされ、概ね適正と認められるが、一部改善を期待する。
2	協定等で定めた水準の管理運営が一部なされておらず、改善が必要である。
1	協定等で定めた水準の管理運営が多くの部分でなされておらず、改善が必要である。

- (2) 自己評価 指定管理者が、評価シートの項目別に実施状況を記載し、7段階評価で表すこと等により自己評価を行う。
- (3) 一次評価 施設所管課が、指定管理者の自己評価に基づき、評価シートの項目別に7段階評価で表すこと等により、指定管理者に対する評価を行う。
- (4) 二次評価 評価委員会が、自己評価や一次評価、現地調査や収集した資料に基づき7段階評価で表すこと等により、二次評価を行う。

4 実施時期

実施時期については、原則として、指定期間の最終年度を迎える年に実施することとし、評価結果の報告は、次期の指定管理者の選定の参考となるよう当該年度の7月を目処に行う。

資料 2

越前市指定管理者評価委員会の開催経過

会議	年 月 日	内 容 等
第 1 回	令和 4 年 2 月 16 日 (水)	指定管理者制度とモニタリングについて説明
第 2 回	令和 4 年 3 月 28 日 (月)	現地調査【6 施設】
第 3 回	令和 4 年 3 月 29 日 (火)	現地調査【11 施設】
第 4 回	令和 4 年 5 月 16 日 (月)	評価対象施設の所管課への聴き取り調査
第 5 回	令和 4 年 6 月 13 日 (月)	評価結果等の審議

資料 3

越前市指定管理者評価委員会 委員名簿

区分	氏 名	団体等の名称
委員長	井上 郁子	市子ども会育成連絡協議会事務局長
委員長 職務代理人	吉村 文男	中小企業診断士
	小形 真希	越前市観光協会職員
	倉橋 宏実	税理士
	福田 美千代	花筐自治振興会青少年育成部部長
	松本 照美	男女平等推進協会えちぜん理事
	宮川 斉	ものづくりパートナー福井(株)代表取締役社長
	田邊 健治	市民公募
	西野 吉幸	越前市

資料 4

越前市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（抜粋）

（越前市指定管理者評価委員会の設置）

- 第 1 4 条 市は、指定管理者が行う公の施設の管理運営の適正化を図るため、越前市指定管理者評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。
- 2 評価委員会は、指定管理者が行う公の施設の管理運営の状況について評価し、これを市長等に報告するものとする。
- 3 前 2 項に規定するもののほか、評価委員会に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

越前市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（抜粋）

（越前市指定管理者評価委員会）

- 第 1 9 条 越前市指定管理者評価委員会（以下この条において「評価委員会」という。）に委員（以下この条において「委員」という。）を置く。
- 2 委員は、10 人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 指定管理者制度に関し学識経験を有する者
- (2) 市民からの公募による者
- (3) 第 1 号に掲げる者が事故等によりその職務を遂行できない場合又は同条第 1 2 項に規定する場合においてその職務を代理する者（第 1 号に規定する経験を有する者に限る。）
- 3 委員の任期は、委嘱の日から起算して 2 年間（補欠の委員の任期は、前任者の残任期間）とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 第 2 項の規定によるほか、委員は、企画部長をもってこれに充てる。
- 6 評価委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
- 7 評価委員会は、評価委員会の委員長（以下この条において「委員長」という。）が招集する。
- 8 評価委員会の会議は、委員長が議長となる。
- 9 評価委員会は、指定管理者及び関係所属長が提出した管理運営の状況に関する資料に基づきその評価を行う。
- 10 前項の規定によるほか、評価委員会は、必要に応じて、自ら現地調査を行い、並びに指定管理者及び関係所属長に不足する資料の提出を求め、及び意見の開陳又は説明を求め、その評価を行うことができる。
- 11 委員長に事故等があるときは、あらかじめ委員長が指定した委員がその職務を代理する。
- 12 委員が評価を受ける指定管理者と利害関係を有するときは、当該委員はその評価に加わることができない。
- 13 評価委員会の庶務は、財産管理課において処理する。

資料5

指定管理者制度導入施設一覧（令和4年4月1日現在）

No.	施設名	管理開始日			管理終了日			指定管理者	所管課
		年	月	日	年	月	日		
1	コミュニティセンター「柳荘」	H30	4	1	R5	3	31	柳荘管理協会	社会福祉課
2	越前打刃物振興施設	H30	8	1	R5	3	31	越前打刃物産地協同組合連合会	産業政策課
3	武生中央公園総合体育館	H30	4	1	R5	3	31	公益社団法人 越前市スポーツ協会	スポーツ課
4	武生中央公園庭球場	H30	4	1	R5	3	31	公益社団法人 越前市スポーツ協会	スポーツ課
5	武道館	H30	4	1	R5	3	31	公益社団法人 越前市スポーツ協会	スポーツ課
6	武生体育センター	H30	4	1	R5	3	31	公益社団法人 越前市スポーツ協会	スポーツ課
7	武生中央公園多目的グラウンド	H30	4	1	R5	3	31	公益社団法人 越前市スポーツ協会	都市計画課
8	武生東運動公園ソフトボール場	H30	4	1	R5	3	31	(公財)越前市文化振興・施設管理事業団	スポーツ課
9	武生東運動公園庭球場	H30	4	1	R5	3	31	(公財)越前市文化振興・施設管理事業団	スポーツ課
10	武生東運動公園陸上競技場	H30	4	1	R5	3	31	(公財)越前市文化振興・施設管理事業団	スポーツ課
11	白崎公園屋内ゲートボール場	H30	4	1	R5	3	31	(公財)越前市文化振興・施設管理事業団	スポーツ課
12	瓜生水と緑公園体育館	H30	4	1	R5	3	31	(公財)越前市文化振興・施設管理事業団	スポーツ課
13	家久スポーツ公園庭球場	H30	4	1	R5	3	31	ゼット越前市スポーツコモンズ	スポーツ課
14	家久スポーツ公園温水プール	H30	4	1	R5	3	31	ゼット越前市スポーツコモンズ	スポーツ課
15	家久スポーツ公園ソフトボール場	H30	4	1	R5	3	31	ゼット越前市スポーツコモンズ	スポーツ課
16	今立南部公園庭球場	H30	4	1	R5	3	31	今立総合型スポーツクラブ	スポーツ課
17	今立体育センター	H30	4	1	R5	3	31	今立総合型スポーツクラブ	スポーツ課
18	武生中央公園	H31	4	1	R6	3	31	越前パークマネジメント共同事業体	観光誘客課
19	日野川河川緑地	H31	4	1	R6	3	31	越前パークマネジメント共同事業体	観光誘客課

No.	施設名	管理開始日			管理終了日			指定管理者	所管課
		年	月	日	年	月	日		
20	文化センター	H31	4	1	R6	3	31	(公財)越前市文化振興・施設管理事業団	文化課
21	ふるさとギャラリー叔羅	H31	4	1	R6	3	31	(公財)越前市文化振興・施設管理事業団	文化課
22	いまだて芸術館	H31	4	1	R6	3	31	(公財)越前市文化振興・施設管理事業団	文化課
23	社会福祉センター	R3	4	1	R6	3	31	(福)越前市社会福祉協議会	社会福祉課
24	金華山グリーンランド	R3	4	1	R6	3	31	金華山林業振興組合	農林整備課
25	しきぶ温泉湯楽里	H28	4	1	R8	3	31	イワシタ物産(株)	社会福祉課
26	武生東児童センター	R3	4	1	R8	3	31	(福)越前市社会福祉協議会	こども家庭課
27	武生西児童センター	R3	4	1	R8	3	31	(福)越前市社会福祉協議会	こども家庭課
28	武生南児童センター	R3	4	1	R8	3	31	(福)越前市社会福祉協議会	こども家庭課
29	神山児童館	R3	4	1	R8	3	31	(福)越前市社会福祉協議会	こども家庭課
30	吉野児童館	R3	4	1	R8	3	31	(福)越前市社会福祉協議会	こども家庭課
31	国高児童センター	R3	4	1	R8	3	31	(福)越前市社会福祉協議会	こども家庭課
32	大虫児童館	R3	4	1	R8	3	31	(福)越前市社会福祉協議会	こども家庭課
33	王子保児童センター	R3	4	1	R8	3	31	(福)越前市社会福祉協議会	こども家庭課
34	北新庄児童館	R3	4	1	R8	3	31	(福)越前市社会福祉協議会	こども家庭課
35	北日野児童センター	R3	4	1	R8	3	31	(福)越前市社会福祉協議会	こども家庭課
36	味真野児童センター	R3	4	1	R8	3	31	(福)越前市社会福祉協議会	こども家庭課
37	花筐児童館	R3	4	1	R8	3	31	(福)越前市社会福祉協議会	こども家庭課
38	岡本児童館	R3	4	1	R8	3	31	(福)越前市社会福祉協議会	こども家庭課
39	南中山児童館	R3	4	1	R8	3	31	(福)越前市社会福祉協議会	こども家庭課

No.	施設名	管理開始日			管理終了日			指定管理者	所管課
		年	月	日	年	月	日		
40	服間児童館	R3	4	1	R8	3	31	(福)越前市社会福祉協議会	こども家庭課
41	越前和紙の里紙の文化博物館	R3	4	1	R8	3	31	福井県和紙工業協同組合	産業政策課
42	越前和紙の里体験工房「パピルス館」	R3	4	1	R8	3	31	福井県和紙工業協同組合	産業政策課
43	越前和紙の里卯立の工芸館	R3	4	1	R8	3	31	福井県和紙工業協同組合	産業政策課
44	越前和紙の里コミュニティ広場	R3	4	1	R8	3	31	福井県和紙工業協同組合	産業政策課
45	越前てわざ工房	R3	4	1	R8	3	31	福井県和紙工業協同組合	産業政策課
46	ハツ杉森林学習センター	R3	4	1	R8	3	31	(公財)越前市文化振興・施設管理事業団	農林整備課
47	紫式部と国府資料館	R3	4	1	R8	3	31	(株)オーイング越前支店	観光誘客課
48	武生中央公園温水プール	R4	3	1	R13	3	31	T C P 共同事業体	スポーツ課
49	武生中央公園屋内催事場	R4	4	1	R6	3	31	カワイ・山崎屋共同事業体	観光誘客課